

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 有限会社成瀬舗設
法人番号： 6012302003566
住 所： 東京都町田市高ヶ坂3丁目14番10号
- 指名停止措置期間： 令和8年2月20日から令和8年3月5日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要：

当該業者は、令和6年7月23日、神奈川県横浜市の整地工事において、車両系建設機械であるローラーを使用して配下の労働者に当該工事の転圧作業を行わせるにあたり、転圧する敷地端部が傾斜で、その先に1.2メートルの段差があり、同ローラーの転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがあったのに、同ローラー誘導のための誘導員を配置せず、もって機械による危険を防止するため必要な措置を講じず、労働者がローラーごと転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について同社及び同社使用人は、令和7年4月10日、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反により、罰金刑に処せられた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である有限会社成瀬舗設の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措 置 要 領	期 間
1～7 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)